

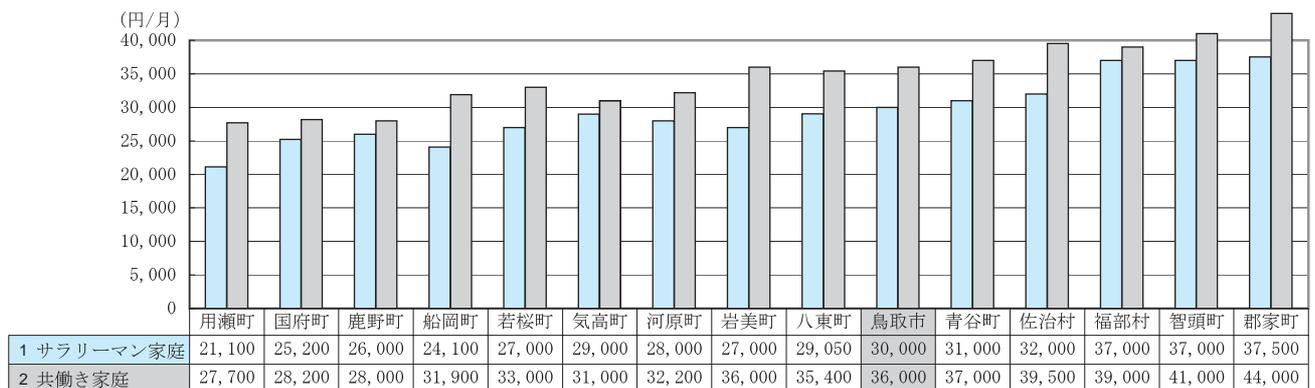


県東部15市町村における公共料金の比較

今回は、今年6月に行った合併に関する市民アンケートで、知りたい情報として要望の多かった、県東部15市町村の公共料金の状況について、主なものを紹介します。

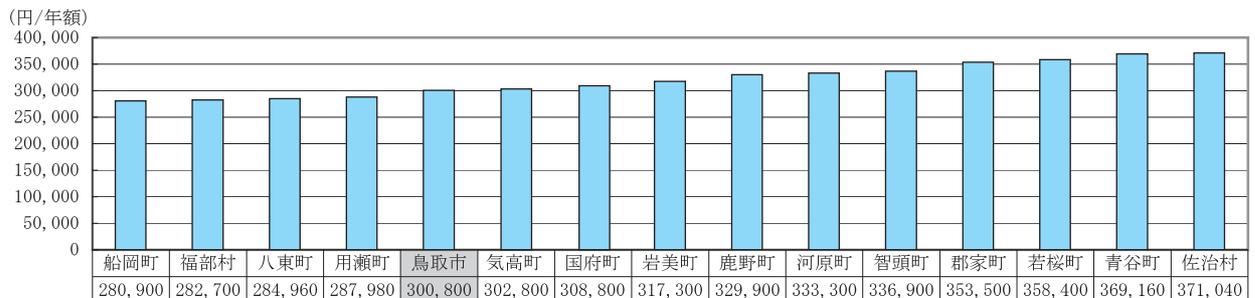
図1～3は、保育料、国民健康保険料、介護保険料について、モデルにより試算した額を市町村別に比較したものです。合併後の新しい負担額については、合併にあたって事前に設置される法定合併協議会で協議・調整することになります。鳥取市としては、原則として、合併後に市民のみさんの負担が上がることをないように調整を図ります。

(図1) 保育料の状況(3歳児)



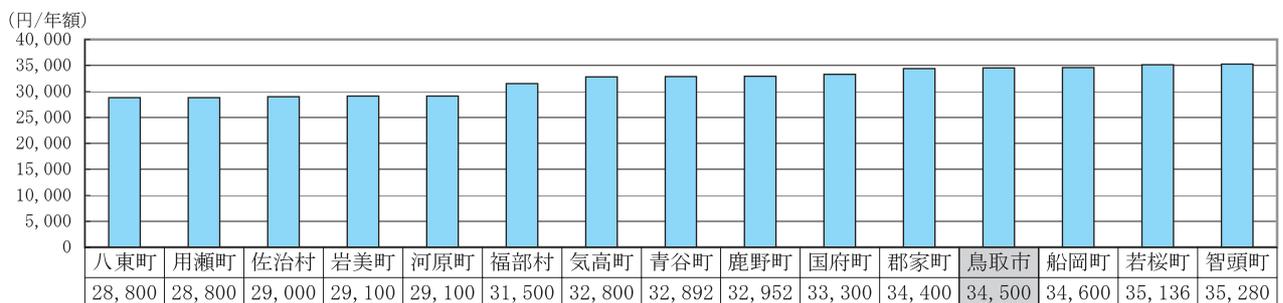
モデル ①サラリーマン家庭 夫、妻、子ども2人 年収 夫：500万円 所得税10万円
 ②共働き家庭 夫、妻、子ども2人 年収 夫：500万円 妻：200万円 所得税23万円

(図2) 国民健康保険料の状況



モデル 夫：営業所得200万円 固定資産税10万円 妻：給与収入100万円 子ども2人

(図3) 介護保険料の基準額の状況(第1号被保険者：65歳以上)



モデル 本人は市町村民税非課税だが、世帯員に市町村民税が課税されている人(第3段階の人)